

瀬戸内町災害対策本部条例・規程

○瀬戸内町災害対策本部設置条例

(昭和 38 年 4 月 5 日条例第 9 号)
改正 平成 8 年 3 月 18 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、瀬戸内町災害対策本部設置に関し必要な事項を定めることとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
3 災害対策本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条の定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内町訓令第3号

瀬戸内町災害対策本部規程を次のように定める。

平成29年4月1日

瀬戸内町長 鎌田 愛人

瀬戸内町災害対策本部規程

(目的)

第1条 この規程は、瀬戸内町災害対策本部設置条例(昭和38年瀬戸内町条例第9号)第5条の規程に基づき、瀬戸内町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長をもって充てる。
2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故又は欠けた時及び不在の時は、本部長の職務を代理する。

(本部員)

第3条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、総務課長、保健福祉課長、町民生活課長、農林課長、建設課長、教委総務課長、会計課長及び消防分署長をもって充てる。

(部長、副部長及び班長)

第4条 部長、副部長及び班長は、それぞれ別に定める職にある者をもって充てる。
2 部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)の命を受け、災害対策事務に従事する。
3 副部長は、部長を助け、部長に事故又は欠けた時及び不在の時は、部長の職務を代理する。

(災害対策要員)

第5条 本部に災害対策要員を置く。
2 災害対策要員は、町の職員をもって充てる。
3 災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(本部会議)

第6条 本部に本部会議を置く。
2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
3 本部会議は、本部長が必要により招集する。

(対策部)

第7条 本部に対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときは、この限りでない。
2 前項の規程によるもののほか、本部長は必要と認めるときは、臨時に対策部を置くことができる。
3 各対策部に部長及び副部長を置く。

(班)

第8条 各対策部にその事務を分掌させるため、班を置く。
2 前項に掲げるもののほか、本部長は必要と認めるときは、臨時に班を置くことができる。

- 3 班に班長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。

(本部会議の協議事項)

第 9 条 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(各対策部及び各班の所挙事務)

第 10 条 各対策部及び各班の所挙事務は、別に定める。

(配備の指定)

第 11 条 本部長は、本部が設置されたとき又は本部設置後状況の変化によって配備の規模を変更する必要が生じたときは、配備の規模を指定し、又は変更する。

(配備の規模)

第 12 条 配備は、次の区分のとおり第 1 配備から第 3 配備までとし、各対策部の配備要員の数及び編成は、別に定める。ただし、各対策部長は、特別の必要があると認めるときは、配備要員の数を適宜変更することができる。

- (1) 第 1 配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合。
- (2) 第 2 配備 相当の災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合。
- (3) 第 3 配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくはその発生のおそれのある場合又は災害発生の状況その他により全職員の配備を必要とする場合。

(配備要員)

第 13 条 各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じる配備要員を、更に配備要員のうちから連絡員を、あらかじめ指定しておかなければならぬ。

- 2 配備要員は、常に所在を明らかにし、通信報道機関等の情報によって非常災害の発生を知り、本部の設置が推察される場合は、指示を待たず登庁しなければならぬ。
- 3 本部が設置されたときは、各対策部長は、連絡員をして本部連絡班と密接な連絡を確得するとともに、それぞれ所管事務を処理しなければならぬ。
- 4 各対策部長は、配備要員名簿を毎年度作成し、総務対策部長が別に定める日までに 2 部を総務対策部長に提出しなければならない。さらに、その後の配備要員に異動のあった場合は、その都度連絡するものとする。
- 5 長期間配備要員を要する場合又は配備要員に事故ある場合は、各対策部長は、部内の部員を適宜交代させ、又は補助者を配置できるよう、あらかじめ計画しておかなければならぬ。

(非常の招集)

第 14 条 総務班長は、勤務時間外及び職員の休日に当たる日に非常災害が発生し、又はそのおそれがあり本部が設置された場合は、その旨及び第 13 条に規程する配備の規模を各対策部長に通知しなければならぬ。

- 2 前項の通知を受けた各対策部長は、連絡員を通じて配備要員に対して当該通知の内容を通知しなければならぬ。
- 3 前項の通知を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所定の配備に就かなければならぬ。
- 4 各対策部においては、あらかじめ、部内の非常招集系統を確立し、訓練をしておかなければならない。

(災害報告)

第15条 災害が発生した場合（災害が発生するおそれのある状態を含む。）は、各対策部長は、それぞれの所管に係る災害状況を報告するとともに、鹿児島県出先機関その他応急対策実施機関に通報するものとする。ただし、緊急を要する場合、災害報告系統図によらないことができる。

(報告の種類)

第16条 災害報告は、次の2種類に区分する。

- (1) 速報 災害発生後、直ちになすべき報告及び更に災害が続けて発生し、又は災害調査の結果判明次第新しい状況を速やかになすべき報告をいう。
- (2) 確定報告 災害状況が確定したときに提出する文書による報告をいう。

(災害調査班)

第17条 本部長は、必要があると認めるときは、別に定める災害調査班（以下「調査班」という。）を現地に派遣するものとする。

2 調査班に班長を置き、総務対策部長が指名する。

3 調査班長は、調査の結果、調査内容を所管するそれぞれの対策部の長及び総務対策部長に報告しなければならない。

(雑則)

第18条 本部を設置するに至らない場合の災害対策については、それぞれ本部設置の場合に準じて所管事務を処理しなければならない。

(その他)

第19条 その他の災害対策に必要な事項は、瀬戸内町地域防災計画書によるものとする。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

対策班編成表 (第4条第1項～第3項、第8条関係)

対策部名	課名	部長	副部長	班名	班長
総務対策部	総務課 企画課 財産管理課 議会事務局	総務課長	企画課長 財産管理課長 議会事務局長 消防分署長 総務課長補佐	総務班 財管班 広報班	人事行政係長 財産管理係長 地籍調査係長 情報政策係長
住民対策部	保健福祉課 町民生活課	保健福祉課長	町民生活課長補佐	救助班 救護班	地域支援係長 戸籍住民係長 へき地診療所事務長
衛生対策部	町民生活課 水道課	町民生活課長	水道課長	衛生総務班 水道班	生活環境係長 管理係長 施設係長
産業対策部	農林課 水産観光課 商工交通課	農林課長	水産観光課長 商工交通課長	農林水産業施設班 港湾漁港施設班 商工観光班	管理係長 農政係長 水産振興係長 港湾漁港係長 商工交通係長 観光振興係長
土木対策部	建設課	建設課長	建設課長補佐	公共土木班 住宅施設班	管理係長 工務係長 土木施設維持係長 森林土木係長 都市整備係長
教育対策部	教委総務課 社会教育課	教委総務課長	社会教育課長	教育班	学校教育係長 生涯学習係長 きゅら島交流館長 図書館・郷土館係長
経理対策部	会計課 税務課	会計課長	税務課長	経理班 設営班	会計係長 収納係長

情報収集体制 (第10条関係)

対策部名	配備要員
総務対策部	総務課長／危機管理補佐／人事補佐／財政補佐／総務課内全係長 (係) 必要に応じて配備
土木対策部	建設課長・建設課長補佐 建設管理係長・工務係長・土木施設維持係長・森林土木係長・都市整備係長

配備の規模 (第12条第1号関係)

対策部名	第1配備要員	備考
総務対策部長	総務課／財産管理課	若干名
住民対策部長	保健福祉課	2名
衛生対策部	町民生活課／水道課	3名
産業対策部長	農林課／商工交通課／水産観光課	5名
土木対策部長	建設課長補佐／建設課	10名
教育対策部長	教育委員会総務課／社会教育課	4名
経理対策部長	会計課／税務課	2名

本部会議（第6条関係）

本部会議	
本部長	町長
副本部長	副町長
総務対策部	総務課長
住民対策部	保健福祉課長
衛生対策部	町民生活課長
産業対策部	農林課長
土木対策部	建設課長
教育対策部	教委総務課長
経理対策部	会計課長

対策部及び各班の所挙事務（第10条関係）

対策部名	班名	所挙事務	構成
情報収集体制	総務課 建設課	1. 関係機関との連絡調整に関する事。 2. 本部会議に関する事。 3. 各対策部及び関係機関との情報の収集及び連絡に関する事。 4. 防災無線による気象情報及び交通情報、停電等の広報に関する事。 5. 気象情報等の収集に関する事。 6. 道路交通情報及び河川氾濫等及び港湾漁港施設の情報収集に関する事。 7. 発災時の際の市街地等の巡回に関する事。 8. 部内各班の連絡調整に関する事。 9. 本部長が特に命じた事。	(総務課) 総務課長 総務課長補佐 人事補佐 財政補佐 総務課内全係長 (係)必要に応じて配備 (建設課) 建設課長 建設課長補佐 建設管理係長 工務係長 土木施設維持係長 森林土木係長 都市整備係長
災害警戒本部	第1配備要員 総務班 財管班 広報班 救助班 救護班 衛生総務班 水道班 農林水産業施設班 港湾漁港施設班	1. 各対策部及び関係機関情報の収集及び連絡に関する事。 2. 部内各班及び配備要員の連絡調整に関する事。 3. 災害写真及び広報に関する事。 4. 自衛隊出動要請に関する事。 5. 本部長と副部長の連絡調整に関する事。 6. 災害調査班に関する事。 7. 災害調書の作成及び県機関への報告に関する事。 8. 本部長が特に命じた事。	第1配備要員 総務課全員 財産管理係長 地籍調査係長 情報政策係長 地域支援係長 戸籍住民係長 へき地診療所事務長 生活環境係長 管理係長 施設係長 農林課管理係長 農政係長 水産振興係長 港湾漁港施設班

	商工観光班 ----- 公共土木班 ----- 住宅施設班 ----- 教育班 ----- 経理班 ----- 設営班		商工交通係長 観光振興係長 建設管理係長 工務係長 土木施設維持係長 森林土木係長 ----- 都市整備係長 学校教育係長 生涯学習係長 きゅら島交流館長 図書館・郷土館係長 ----- 会計係長 ----- 収納係長
総務対策部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会議に関すること 2. 町防災会議及び関係機関との調整連絡に関すること 3. 各対策部及び関係機関情報の収集及び連絡に関すること 4. 自衛隊出動要請に関すること 5. 本部長が特に命じたこと。 6. 本部長と副部長の秘書に関すること 7. 配備要員に関すること。 8. 災害調査班に関すること。 9. 災害調査書の作成及び県機関への報告に関すること。 10. 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 	(総務課) 人事行政係 危機管理係 財政係
総務対策部	財管班 ----- 広報班	<p>1. 町有財産の災害に関すること。</p> <p>2. 災害時における施設機材の利用に関すること。</p> <p>3. 車両配備に関すること。</p> <p>1. 広報に関すること。</p> <p>2. 災害写真に関すること。</p>	(財産管理課) 管財係 地籍調査係 (企画課) 情報政策係
住民対策部	救助班 ----- 救護班	<p>1. 被害者の救護に関すること。</p> <p>2. 災害救助法に基づく諸対策に関するこ と。</p> <p>3. 避難所の開設に関するこ と。</p> <p>4. 救助物資の調達及び義捐金品に関するこ と。</p> <p>5. 住家関係被害及び救助状況の県機関へ の報告に関するこ と。</p> <p>6. 非常物資及び応急食糧の調達に関する こ と。</p> <p>1. 医療に関するこ と。</p>	(保健福祉課) 保健福祉係 地域支援係 (町民生活課) 戸籍住民係 へき地診療所

衛生対策部	衛生総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生対策に関すること。 2. 医療機関との連絡に関すること。 3. 災害防疫状況に関すること。 4. 災害救護事務（死体の埋葬処理を含む）に関すること。 5. 衛生関係等の災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 6. 災害時における防疫及び衛生維持に関すること。 7. 伝染病その他災害調査に関すること。 8. 灾害用医療品及び災害対策資材に関すること。 	(町民生活課) 生活環境係
	水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の災害調査報告に関すること。 2. 災害時の水道施設の維持に関すること。 3. 応急給水に関すること。 	(水道課) 管理係 施設係
産業対策部	農林水産業施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林対策に関すること。 2. 農林関係等の災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 3. 災害時における食糧対策に関すること。 4. 農業等関係機関との連絡に関すること。 5. 農業施設災害調査に関すること。 6. 農業施設などの災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 7. 港湾・水産・船舶・建築関係の災害調書の作成及び県機関への報告並びに応急対策に関すること。 	(農林課) 管理係、農政係 営農畜産係 農村整備係 営農支援センター (水産振興課) 港湾漁港係 水産振興係 (商工交通課) 船舶交通係
	港湾漁港施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工・観光に関すること。 2. 商工・観光関係の災害調書の作成及び各機関への報告に関すること。 3. 災害物資の入手及び斡旋に関すること。 4. 関係団体との連絡に関すること。 	(商工交通課) 商工交通係 (水産観光課) 観光振興係
	商工・観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木対策部総括に関すること。 2. 水防資材、器材の出納、保管に関するこ 3. 非常用、応急食糧、水防資材、職員等の輸送に関するこ 4. 土木関係等の災害調書の作成及び県機関への報告に関するこ 5. 林道災害の調査及び報告に関するこ 6. 水防法に基づく諸対策に関するこ 7. 水位流量その他の情報に関するこ 8. 土木関係の災害調査及び報告に関するこ 9. 水防及び崖崩れなどの警戒巡視に関するこ 10. 大島支庁土木課との連絡に関するこ 	(建設課) 管理係 工務係 土木施設維持係 森林土木係

	住宅施設班	1. 応急仮設住宅等の建築に関すること。 2. 災害住宅資金融資に関すること。	(建設課) 都市整備係
教育対策部	教育班	1. 学校機関の災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 2. 大島教育事務局及び学校との連絡に関すること。	(教委総務課) 総務係 (社会教育課) 生涯学習係
経理対策部	経理・設営班	1. 経理に関すること。 2. 特に応援を頼まれること。	(会計課) 会計係 (税務課) 収納係

※ 各対策部の配備要員の数は、次に掲げるとおりとし、その氏名については各対策部ごとにあらかじめ本部に報告しておくものとする。